

青森中央学院大学研究活動行動規範

(前文)

青森中央学院大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づき、研究者の自由な研究と自治を保証すると共に、学術研究に対する社会からの信頼と負託にこたえる使命を持つ。本学において研究活動を行う全ての者（以下「研究者」という。）及びこれを支援するすべての者が遵守すべき行動規範を定め、本学の学術研究が社会からの信頼を得るべく、いかなる努力も惜しまないことを宣言する。

(目的)

第1条 この行動規範は、本学において研究者が、主体的かつ自律的に学術研究に取り組む際に求められる基本的な事項を定めることにより、本学の学術研究の信頼性及び公正性の確保並びに研究者の適正かつ円滑な研究の遂行を図ることを目的とする。

(研究者の責任)

第2条 研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の行動)

第3条 研究者は、学術研究の自主性・自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し行動する。また、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を、社会に示す最善の努力をすると共に、研究者相互の評価に積極的に参加する。

(自己研鑽)

第4条 研究者は、自らの専門知識、能力及び技芸の維持向上に努めると共に、学術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すよう弛まず努力する。

(説明と公開)

第5条 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

2 前項について、知的財産権取得や他者の権利保護等、合理的な理由により、公表に制約がある場合は、この限りでない。

(法令等の遵守)

第6条 研究者は、研究の実施等にあたっては、法令及び関係規則並びにこの行動

規範及び本学の諸規程を遵守する。

(研究費の取り扱い)

第7条 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及び関係規則並びにこの行動規範及び本学の諸規程を遵守し、これを適正に使用する。また、研究費の源泉が、公的資金、財団や企業等からの助成金、寄附金、学生等納付金によって賄われていることに常に留意し、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努める。

(公正性)

第8条 研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、発表等の過程において、この行動規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

2 研究成果の発表にあたっては、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者のみを著者又は発表者とする。

3 他者の不正行為に関する苦情及び相談を受けた場合又は不正行為に気付いた場合は、速やかに本学の諸規程等によって定められた手続きを行う。

4 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象等の尊重)

第9条 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する。研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合には、研究への協力者に対して、その目的、収集方法、個人情報の取り扱い等について分かり易く説明し、協力者の同意を得る。また、実験動物等は、動物福祉に配慮し、真摯な態度でこれを扱う。

(個人情報の保護)

第10条 研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らさない。ただし、本人の同意がある場合は、この限りでない。

(他者との関係)

第11条 研究者は、他者との知的成果等の業績を正当に評価すると共に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者の名誉や知的財産権を尊重すると共に、職務上知り得た他者の成果、知的財産権等に関して守秘義務を要するものは、これを遵守する。

(差別・ハラスメントの排除)

第12条 研究者は、研究活動において起こり得る、あらゆる形態の差別及びハラスメントを起こさない。また、立場や権限を利用して、その指示・指導等を受ける者に研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を行わない。

(環境・安全への配慮)

第13条 研究者は、実験などに用いる施設、設備、装置、薬品等を取り扱う場合には、法令及び関係規則並びに本学の諸規程等を遵守し、研究に従事する者、その他の本学構成員及び学外者並びに生物及び環境に対し、いかなる危険を及ぼすこともないよう、その安全管理に万全を尽くす。また、研究で用いた廃液、薬品、材料等は、法令を遵守の上、環境に害を与えないよう責任をもって処理する。

(利益相反の防止)

第14条 研究者は、研究活動における社会連携活動を行うにあたり、利益相反行為を未然に防ぐ最大限の配慮及び客観的に必要とされる合理的な努力をする。

(承認を受ける義務)

第15条 研究者は、本学の諸規程において、研究の実施に先立って承認を受けるものとされている場合には、当該諸規程等によって定められた手続きによって承認を受ける。

- 2 前項の他、法令又は当該分野の学会の規程等において、研究の実施に先立って承認を受けるものとされている場合には、当該法令又は規程等で定められた手続きによって承認を受ける。

(研究を支援する者の責務)

第16条 本学において研究者の研究活動を支援する全ての者は、この行動規範に反する行為を為さず、また不正行為の防止を行い、この行動規範に沿った研究活動の支援と研究環境の整備に努める。

(大学の責務)

第17条 本学は、この行動規範の運用を実効あるものにすると共に、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、研究倫理教育の計画を策定し実施する。

- 2 本学は、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講じる。
- 3 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。
- 4 本学は、本学の研究活動における倫理上及び安全管理上整備すべき事項について、必要な措置を講じる。
- 5 本学は、研究者が研究活動を行う上で、遵守すべき行動規範について必要な

制度等の整備及び改善を、継続して実施する。

(事務)

第18条 この行動規範に関する事務は、研究支援課が行う。

附 則

この規程は、平成27年8月1日より施行する。